

**事務職員の方にお渡しください。**

# MOC 通信

## 主な内容

「基本を見直そう～民事執行」研修会報告  
エッセイ「30年の経過は隔世の感」  
オンラインによる登記事項証明書等の送付請求

Marine Office Club [MOC] とは、「ひとりぼっちの事務員をなくそう」とのスローガンを元に1985年主に神奈川県内の法律事務所職員を中心に結成され、平日、仕事が終わった後での、飲み会・研修会や、土日を使って、BBQや工場見学等のレクリエーション等を活動内容とする「マリン・オフィス・クラブ」の頭文字を取った略称です。  
これからも研修や企画を開催していきますので、ぜひご参加ください。

## 新年明けましておめでとうございます。

今期、MOC会長として去年の10月から出発しましたが、役員のみなさん、また会員のみなさんに支えられ、なんとか頑張っております。

しかしながらMOC会長になり思う事は、役員会で一生懸命考えた研修や、企画がみなさんに喜ばれ、無事に終えた時に並々ならぬ達成感があるということです。これは日々の業務にも通じるとは思いますが、この達成感があるからこそ、みなさんは毎日頑張れるのだと思います。その達成感を膨らますには私達の業務である法律実務を勉強してこそだと思います。どうぞみなさん今年もMOCの研修に積極的に参加し、日々の業務に生かし、その達成感を膨らませていただければと思います。また、充実した企画も考えていきますので、法律事務員同士の交流の場として、是非御参加ください。

どうぞ今年も宜しくお願い致します。

マリンオフィスクラブ会長  
横浜合同法律事務所 柳原

MOC役員も今年で6年目。安穩と過ごしていた私でしたが、昨年事務局長になってからというもの、なんだか毎日が落ち着かない日々になりました。

昨年の半年間は、10月のボウリング大会を皮切りに11月の研修会、12月の忘年会と続き、のべ75名の方にご参加頂きました。企画や研修会に初めてご参加頂いた方は、この半年間で15名もいらっしゃいます。

「どうすれば1人でも多くの事務員さんに参加してもらえらるだろうか・・・?」「どんな企画、どんな研修内容にみなさん興味があるだろうか?」など何度も話し合い、HPなど新しいことにも挑戦してきました。そんな中で、新しい方を含めこんなに多くの方々に参加してもらえたことが、この上なく嬉しかったです。

今期ももう半分が過ぎようとしています。

昨年反省した点を生かしながら、あと半年間、“ひとりぼっちの事務員をなくそう!”を合言葉に、「はじめての方でも参加しやすく」そして「より充実した活動」を目指し、頑張っていきたいと思います。

事務局長  
川崎合同法律事務所 鈴木

## 役員のひとつこと

・年末頃からやたらと忙しいのですが、「仕事があるというのは有り難いこと」と考え方を前向きにすると仕事も楽になるかなあ～

・1985年11月MOCは誕生しました。「ひとりぼっちの事務員をなくそう!」と神奈川の法律事務員の多くの期待を集めて・・・

今年、四半世紀を迎えるのMOC。役員、会員、そして多くの仲間を支えられて、モックためになり、モック楽しく、モック大きくなりたいですね。

・去年は色んな人の“やる気”に引っ張られてMOC充実していたと思います。今年も色んな人の“やる気”に接せられるよう頑張りたいです。

・事務所の一員として、MOCの一員として、すべての縁に感謝し、心のもった仕事をしていきたいです。

・本当に息つく暇がない!日々を過ごしております。今年こそは余裕を持って計画的に物事をすすめていきたいです。そして万博に通いたい。

## 「基本を見直そう～民事執行」研修会開催しました

2008年11月27日、波止場会館にて「民事執行」をテーマに研修を行いました。

参加者は25名。

会場の大きさが参加人数に丁度あっており、講師としても声を張り上げることなく普段の声で話すことができたため、珍しく、講師までもリラックスして行うことができました。

初級者を対象として「基本を押さえる」ことを目標に、民事執行とは？から実務に即して必要書類や注意事項を債権執行と建物明渡を例にとって話を進めました。

参加者に知った顔の方が多かったこともありますが、大変リラックスして話を進めることができ、バタバタせずに伝えたい部分は伝えられたのかな、と思っています。

講義終了後は、全体を巻きこんでの質問時間となり、講師も十分に答えられない質問については会場の事務の先生方からお答え頂きました。

終了後は、なんと16名の方々に懇親会に参加してもらい、さらなる疑問を一緒に考え、また、単純に同じ職種のお隣サンとして交流を深められました。

後日談ですが、MOCのHPを見た東京の事務員さんから連絡を頂き、色々使える知識を分けて頂きました。それについては、HPに反映させるつもりですので、のぞいてみて下さい。

川崎合同法律事務所 丸山

### 参加者の感想

先日、債権執行の研修会に参加しました。私は、数回ほど、債権執行をしたことがありますが、いまだにわからないことが多いです。抽象的な言い方ですが、起こりそうで起こらなかったため、直面しなかった問題があり、事件としては終わってしまうと、それについて調べることなく結論もでないまま残る疑問点があるのです。MOCの研修では、そのような日頃抱え持っている疑問を、他の経験者に聞くことができるので、とても勉強になりますし、良い場だと思います。

法律事務職員 A

MOCの研修に参加するのは2回目です。前回は神原先生講師の刑事研修は後半の再現もあり衝撃的な面白さでしたが、今回の研修もまた違った衝撃がありました。先日、強制執行の手続きを初めて行ったので、研修内容は自分がやった事のおさらいとしてすごく参考になりました。丸山さんの体験談が交えてあったので、とてもリアルで楽しかったです。そのあと驚いたのは皆さんの質疑応答の活発さです。まるで、友達の家にあつまったかのような、ざっくばらんでフリーダムは空気・・・その質問に対してお父さんのように答える丸山さんや役員の方々・・・。しかも質疑応答の内容は私にとってレベルの高いもので、この会話についていけたら素敵だな～と傍観するばかりでした。何より今回の研修参加は「次回また行こう」と私に思わせてくれるものでした。ありがとうございました！

新横浜法律事務所 木部



## 忘年会を開催しました。

2008年12月5日、関内の「地酒Dining おーどすばいす」にて、平成20年度MOC忘年会を開催しました。当日は、38人という多くの皆様のご参加をいただき、大変盛り上がりました。

今回の忘年会では、チーム対抗でのゲームを2種類用意しました。法律事務についての知識をクイズ形式で楽しく(?)確認する「法律事務職員検定」と、3名の方がひとつだけワサビが入っているシュークリームを食べるのを当てる「ロシアンルーレットシュークリーム」です。豪華賞品を目指してノリノリで参加していただきました。

また初参加の方に事務所のことや仕事のことなどを本音トークしていただいたり、名刺交換がはじまったりと、普段なかなかできない他の事務所に勤務している方同士の交流もできたのではないかと思います。

他の事務所のことを聞いてみたい、仕事の悩みや質問したい…、そんな皆さん、ぜひMOCのイベントにご参加ください。

弁護士法人 MAEDA YASUYUKI 法律事務所 成松



## MOC忘年会に初★参加させて頂きました。

会場はゆったりソファ席のすてきなお店で、壁のモニターには忘年会用の案内文字が。

貸切ならではのセッティングに、すぐにテンションが上がってしまいました。

始まる前から、そこここで話には花は咲き、司会進行の苦勞をお察しする場面もちらほらと・・・。

座席はくじなのですが、どこの席もすっかり馴染んでいる様子で、事務所を越えての和がそこにはあるように感じられました。

モニターを利用しての事務員クイズ大会、これがまた手がこんでいて、とても楽しかったです(拍手)。この日は裁判所職員の方も参加なさっていて、正解を迫られる場面もまた笑いを誘っていました。

酒席で、しかもほろ酔い相手だというのに難問を散りばめた本格的な問題を出すなんて(笑)

お酒を片手に専門用語が飛び交い、頭をひねる光景が面白かったです。他にも新顔の自己紹介やロシアンシュークリームなどなど★

お誘いくださった方や、その日お世話になった方々に感謝しつつ、忘年会を心ゆくまで楽しみました。

新横浜法律事務所 高江洲

12月5日、MOCの忘年会にはじめて参加させていただきました。どんなメンバーがくるのか知らずに参加したのですが、たくさんの方がきていて、新鮮でした。会自体も、最初は簡単だなと思っていたクイズが意外に難しく、かなり熱中できて、初対面の方とも自然とお話ができ楽しかったです。

以前より何度かMOCの企画のお誘いを受けていたのですが、時間と距離的な関係でなかなか予定が合わずに残念だったのですが、今回は参加できて本当によかったです。また機会があれば研修会なども参加できればいいなと思っています。

川崎北合同法律事務所 阿部

## 今、はまっていること

月1回と数は少ないが、バドミントンにはまっている。きっかけは、友達と二人で「普段運動していないから、何か運動したいね！」と考えていたところから始まった。

私は、それまでバドミントンというものをやったことがなかったので、軽いスポーツだと甘く考えていた。ところが、いざ始めてみると運動量の激しいことにびっくり。シャトル（羽）を打ち返そうとしても、空振りするか、シャトルに追いつかないことがしばしばあった。終わったあとは、汗だくだった。次の日は、筋肉痛がひどくて階段の上り下りもしんどかった。しかし、半年経つと、体も慣れてきたのか空振りもなくなり、翌日の筋肉痛も少なくなった。一年半経つと、打ち返し方のコツを掴むことができた。今、やっと二年ぐらい経ったところである。

バドミントンの良いところは、「近場で（体育館）」「安く（1時間：120円）」「楽しく」「手軽に（ラケット・シャトル・運動靴）」やることができるため、仲間を誘いやすく、増やせることだと思う。そのようなスポーツなので、MOCの企画や有志メンバーで、バドミントンをやりたいと思っている。

私は、まだ到底、試合に出るようなレベルではないが、自分の性格と同じようにマイペースにコツコツと続けていき、そして、試合に出ることが当面の目標である。

宇田川 大輔

## 30年の経過は隔世の感

私は1973年、横浜法律事務所働き始めましたので法律事務所に35年くらい働いています。まだこの世に生を受けていない仲間もたくさんいると思います。

私が入所した横浜法律事務所は、当時で弁護士8人、事務局が私を含めて6人でした。先輩事務員がいましたので、先輩の援助を受けながら、仕事を覚えることができましたので、個人事務所で働いている方より苦労せずに仕事を覚えることができたと思います。

個人の法律事務所では、和文タイピスト兼接客・電話対応兼法律実務等一人で何役もこなしていましたので、大変だったと思います。

当時、私が働いている横浜法律事務所には弁護士8人、事務局6人でそのうち2人が和文タイピストでした。タイピストは毎日、弁護士から出される手書き原稿を、カジャ、カジャとタイプを打っていました。タイプを打ちながら、電話対応もこなし、大変な仕事でした。特に急ぎの原稿があると、髪を振り乱してタイプを打っていましたが、タイプが間に合わない場合は、事務局がカーボン紙を挿みながら3枚複写で和紙に清書もしていました。そんな状態ですから、腱鞘炎になってしまう人もおり、問題となったこともあります。

横浜法律事務所の事務局構成は、和文タイピストの外に経理1人、外回り兼接客対応兼法律実務が3人の事務局構成でした。

さて、私の仕事は外回り兼接客対応兼法律実務でしたので、タイプが忙しい場合は、弁護士が書きなぐった原稿の清書することもありました。ですから、字のきれいな人も採用条件の一つになっていたかもしれません？（字のきれいな私は重宝されていたかも……なんてね？）その他出仕事として、裁判所に書類提出・証人調書のコピー取り等、書類取寄せのために役所や強制執行の立会い等に出かけたりします。

経験を積んでいくと、保全手続きや強制執行の手続き等の手続きを任せられたりするようになり、裁判所、法務局、現場等々毎日のように午後は外回りで出かけていたように思います。

今は、パソコンで弁護士が原稿を打つし、裁判所にはFAX送付でほとんど済まされるし、法務局へは出かけなくてもオンラインで申請することもでき、出かける仕事は本当に少なくなったように思います。

今の事務局は、どんな仕事をこなしているのでしょうか。利限の計算や破産申立の準備等、デスクワークの仕事が殆どなののでしょうか？

横浜法律事務所 青柳

## オンラインによる登記事項証明書等の送付請求について

オンラインによる登記事項証明書等の送付請求制度（「証明書オンライン請求」）が、平成17年3月22日から導入され、インターネットで証明書を申請できるようになりました。

この制度を利用することによって、これまで1通1000円だった登記事項証明書を、法務局に行くことなく1通700円（送料込み）で取り寄せることができ便利です。

制度を利用するにあたっては、プログラムをインストールするなどの事前準備が必要ですので、以下でご説明します。

### ◆申請により取り寄せることができる証明書

【不動産】 ・ 登記事項証明書 [全部事項証明書・現在事項証明書・閉鎖事項証明書]

\* 共同担保目録の添付申請も可能。

ただし、共同担保目録の一部事項の指定は不可。

\* コンピュータ化前の閉鎖謄本は従来通り管轄局に郵送請求。

・ 地図証明書（公図）

【商業・法人】 ・ 登記事項証明書 [現在事項証明書・履歴事項証明書・閉鎖事項証明書・代表者事項証明書]

\* コンピュータ化前の閉鎖謄本は従来通り管轄局に郵送請求。

・ 印鑑証明書

### ◆申請時の注意点およびポイント

- ・ 不動産の登記事項証明書を申請する際は、地番や家屋番号を正確に入力しないとエラー表示が出て申請ができないので注意が必要です。  
住所しか分からない場合は、管轄の法務局で地番や家屋番号を教えてくれるので、事前に問い合わせをしてから申請をしましょう。
- ・ 登記事項証明書の請求は全ての法務局で運用を開始しているため、取り寄せ法務局を選択する際に、最寄りの法務局を選択した方が早く手元に届きます。手数料を納付した翌日か遅くとも翌々日には届きます。
- ・ 1件の送付請求書で最大10件の証明書の請求が可能です
- ・ 地図証明書（公図）は管轄局のみ申請が可能です。現在のところ、全ての法務局で運用が開始されている訳ではないので、確認をしましょう。  
ホームページで確認ができます。→(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji73.html>)

### ◆手数料

登記事項証明書           ： 1通700円（ただし、10枚を超えるものについては、超える枚数5枚までごとに200円を加算した額）。

地図証明書               ： 1通500円

印鑑証明書               ： 1通500円

上記は全て送料込みの金額です。

速達を指定した場合には、プラスして270円の速達料金がかかります。

## ◆手数料納付方法

インターネットバンキング、モバイルバンキング、国庫金の電子納付 [ペイジー] 対応のATM(銀行や郵便局) による納付方法があります。

申請が受理されると、受理番号がつくので、受理番号や出納機関番号などをATMで入力し、手数料を納付します。

納付期限は、納付情報が法務省システムに掲載された日から起算して1日間なので、注意が必要です。

## ◆証明書オンライン請求をする前に準備すること

証明書オンライン請求を利用するためには、事前に必要なプログラムをインストールする等の準備をする必要があります。

インターネットで「法務省オンライン申請システム」→「申請する」→「事前準備」→「絵で見て分かる事前準備」を選択し、手順通りにインストールしていくと、事前準備ができます(所用時間は約1時間です)。

横浜法律事務所 後藤

## 研修会・企画のお知らせ

### MOC研修第2弾 民事保全・担保取消

日 時：1月29日(木)

講 師：森田純子さん(市民総合法律事務所)

時 間：18時40分～20時30分頃

場 所：開港記念会館

資料代：MOC 会員 無料 会員外の方 100円

研修後、懇親会を行いますので、ぜひご参加下さい!

資料については、MOC ホームページ (<http://www.moc-lo.net/>) にも事前に UP する予定です。ぜひダウンロードしてご持参下さい。

### MOC企画第2弾 みんなで「メキシコ料理」を食べに行こう♪

新春MOC企画は、普段なかなか食べに行かないお国柄料理を食べに行こう♪と言ことで、その第1弾として中南米・メキシコ料理をチョイスしました♪

日 時：2009年2月13日(金)

18:30お店集合

場 所：Los Amigos(叹・アミ・ゴス)

横浜市中区常盤町 4-52 分乃家ビルB1F

<http://losamigos.s58.xrea.com/index.html>

予 算：4000円程度を予定



お店の情報については、MOC ホームページ

(<http://www.moc-lo.net/>) にも前に UP する予定です。ご確認下さい。

## 編集後記

無事に年も明けました？

(この原稿を書いているのは、未だ08年)が、

私は昔からどうも「正月」は好きになれませんでした。

というのは、活発さが失われるというか、

世の中が静まりかえった状況になるのが嫌だったからです。

最近では漸く「新年は元旦から営業してます」的なところが増えてきましたが、

昔は三が日の間は店のシャッターはおりて閑散とし、

テレビは、どこも撮り溜めされ鮮度を失ったつまらないものしか放映されず

それぞれの家庭で新年の行事？等をしているから

友達を誘いづらみたいなのがありました。

それで、某ファーストフードでバイトをしていたときは、

いつもと変わらない活気があったので、自ら進んで

年末年始ともしっかり働いてました(少なくとも法律事務所では

そんな気には全くなりませんが)。

なので、現在も正月は、普通の休日の延長的にしか思わず、

夏場やGWはバイク旅行に費やすので、

部屋の片づけ等普段はできないことをやっていることが多いです。

今年は、昨年愛車を失って車両を変更したので、

いじくり回すことがたくさんあるので(まだ執筆時は着手しておらず、

発行時にも入荷待ちの予定)、この頃は「正月」も好きになりつつあります。



はまかぜ法律事務所 遠藤

## MOC ホームページのお知らせ

イベント・研修会のアナウンス、研修会の資料配付、各役員のコラムや実務に役に立つ情報など、今後もコンテンツを充実させて参りますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、MOC会員の方向けに、なかなかオープンにできないような会員向けコンテンツも企画しておりますので、神奈川県内の法律事務所に勤務されている事務職員の皆様、是非、MOCに参加してみてください。

ホームページのアドレスは、<http://moc-lo.net/> です。

マリソ・オフィス・クラブでは事務職員の皆様からのご意見・ご質問・原稿の執筆・研修会のお手伝い等を随時募集しております。川崎合同、鈴木(英)または、ホームページよりお気軽にお問い合わせください。

MOC通信 2009年1月, No135

発行責任者 柳原 康雄 編集責任者 遠藤 達雄

連絡先 〒210-8544 川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子ビル7階 川崎合同法律事務所

TEL 044(211)0121 FAX 044(211)0123 担当 鈴木